

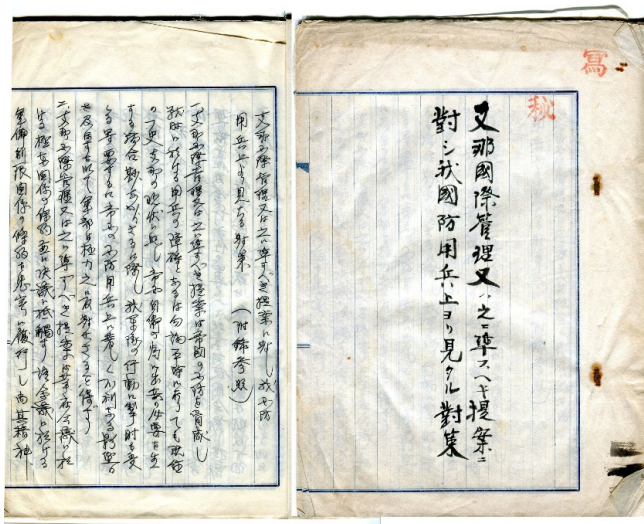
# 史料紹介：シナ国際管理論に関する一史料

櫻井 良樹

## はじめに

ここに紹介するのは、1920年代前半に欧米列強諸国から唱えられた中国に関する共同管理論をめぐる日本陸軍の反応を示す一つの書類である。タイトルは「支那国際管理又ハ之ニ準スヘキ提案ニ対シ我国防用兵上ヨリ見タル対策」というものである。この文書は2009年10月にある古書店から購入したもので、作成者や出所などは詳らかでない。しかし内容から推測すると、1923年（大正12年）6月頃に陸軍の中枢（たぶん参謀本部）で作成されたものと推定される。

その推定根拠は、文書の初めの方に、ワシントン会議における条約締結（1922年）や陸軍軍縮の実行（1922～1923）、臨城事件（1923年5月）の語が登場し、付録の第四の二でこの臨城



事件に関連して6月に現地に派遣されたミッションへの言及があることなどによることから、その直後に作成されたと考えられる。またタイトルにある「我国国防用兵上より見た」という語句、および大正12年2月に改定された帝国国防方針との関連性をうかがわせる記述から、この文書が国防方針の策定に関係した部署で作成されたことが想像できる。

1920年代の中国は、軍閥間の内戦が最も激しく戦われた時期であった。1922年4月からの第一次奉直戦争、1924年9月からの第二次奉直戦争、1925年11月の郭松齡事件などがそれである。これらの内戦に対して、中国に権益を有する列強諸国は自国の権益が犯され、あるいは在留民に危険が及ぶ可能性があることから、対応を迫られることになった。特に各国は、その混乱が排外的な動きに発展することを恐れていた。

シナ国際管理論というのは、共同管理論（共管論）とも呼ばれ、列強諸国が共同で委員会的なものを組織して中国の行政に関与・管理することによって、社会の秩序を維持しようとするものであった。本文書にも書かれているように、中国私兵により約300人の欧米人が人質となった臨城事件（1923年5月6日）以後は、この主張が強くなった（拙著『華北駐屯日本軍』第五章、岩波書店、2015年）。

この国際管理論あるいは共同管理論については、最近関心が高まってきている。史料的には、外務省記録のほかに、この時期には北京公使館付武官の林弥三吉が、これに関する意見書と経過を本国に送っている。たとえばアジア歴史資料センターの史料を検索してみると、「支那ノ財政難ト共同管理説ニ就テ」（1923年4月9日、アジア歴史資料センターRef. C03022624700）、「支那国際管理ニ対スル意見」（1923年6月16日、Ref. C03022625900）などが出てくる。この他、支那駐屯軍司令部「支那共管問題の研究（第一）」（1923年7月25日、Ref. C03022626800）などが知られているが、陸軍組織としての考え

を直接示すものは少ない。そういう点で本史料は貴重なものと考えられる。

本史料において、陸軍当局者は国際管理論を日本に不利なものとして反対している。その理由の第一は、軍隊の行動が掣肘を受け自主的出兵などが難しくなること、ワシントン会議における条約や決議の精神に反するものであり、もし日本が国際協調の観点から部分的な国際共同管理を受け入れざるを得ない場合でも、管理の色彩を薄くし、かつ満蒙については、特に徹底して共同管理の範囲から除外するようにすることが必要だと述べている。その際に注目されるのは、陸軍が共同管理に反対する理由として、共同管理論が中国の領土的行政的保全を尊重するワシントン会議の精神に反していると指摘している点であろう。それは付録の第二の二において「列国自ら華府会議に於ける支那条約並に決議を破壊して国際公道正義に背戻する事」となると述べられているところからもわかる。さらにここには続けて、国際管理が行われた場合、事変の頻発に対して「列国自ら一々之を処理するの煩に堪へざるべく、且つ之か為列国は多大の負担を忍はざるべからざる」と述べて、中国のことは中国政府に任せることが列国にとって有利であると述べられている。すなわち陸軍がワシントン体制を受け入れることができた一つの要因として、中国に対して列国が干渉しないことを約束しあったことが重要であったといえよう。このような観点は、日本の力によって中国を安定させようとした後の時代とは異なり、中国とのかかわりを避ける内政不干渉主義が、陸軍においても日本に利益を与えるものとして一定の理論的根拠をもって受け入れられていたことを示すものといえる。

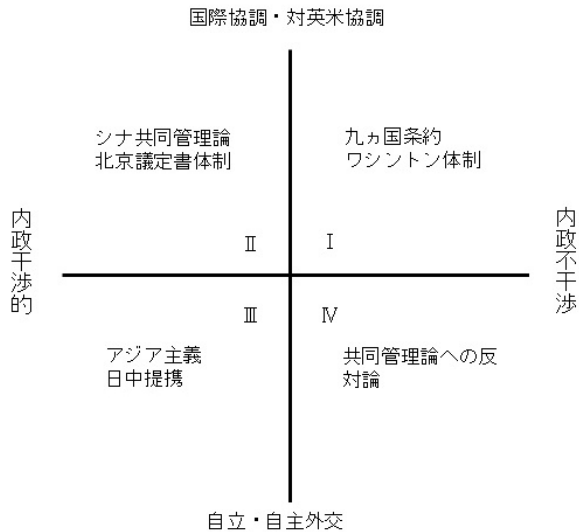
ただしこの反対の論理は、共同管理論が、中国に対する日本の手出しを難しくするというものであったから、同時に将来において日本が中国と特殊な関係を結ぶことができれば、日本の関与を高めていくことができるという可能性を残しておきた

いという意図にも基づいていたように思われる。

図のように、X軸に中国に対する内政干渉か不干渉かという方向性を、Y軸に英米に対する協調か自立かという方向性を取って示すとわかりやすいかもしれない。

史料には、いくつもの共同管理論に反対すべき理由が書かれている。それはたとえば国防用兵上からは、中国の資源は日本にとって必要不可欠のもので、武力を行使してでも確保しなければならないものであるのに、国際管理が行われた

対中政策の規定要因（X軸＝対中国政策 Y軸＝対欧米政策）



場合、日本がもし自由に武力を行使するとしたら、列国全部を敵とすることになるという理由であった。また平時においても随時に軍隊を出動できるようにしておく必要があること、国際管理はやがて満蒙に波及するおそれがあることなども述べられている。さらに国際管理は責任をとるため、列国軍隊の数と派遣が必要な機会を増加する可能性があり、その場合、列強諸国は、地理的な関係から日本に頼ることになり、それは日本が「列国の番犬」となることを意味し、それは日本にとって不利を招くというようなことも書かれている。

共同管理論は本史料の付録の第四の一で、各種の共同管理論が列挙されているように、その範囲や程度にはかなりの差があった。しかしいずれのものも、行政の一部分を列強諸国が代行するという点で、より中国の内政に干渉するものであった。そしてこれはワシントン会議前後から日本が進めている内政不干渉主義と矛盾する側面を有していた。

共管論は、中国にとっては、共同統治を強いるようなものであるから受け入れがたかったし、日本にとっても既得権益や優越的地位を無視し、独自の行動を束縛するものとして否定的に捉えられた。ワシントン体制は、列強の中国における既得権と、ある程度の自主裁量権を認めており、陸軍当局者は、日本の自由行動を難しくする可能性のある共同管理論を避けるためにも、不干渉方針の側に立ったのであろう。

参謀本部は 1923 年 7 月 11 日に「支那の現状に対する策案」という対中国政策決定を行い陸軍省に通達している (Ref. C03022623100)。そこでは国際管理論について「帝国の国防用兵上著しく不利なる影響を及ぼすのみならず外交関係の煩累を増すものなれば、帝国は極力之か実現を防止せざるべからず、之か為依然支那の内政には不干渉主義を取り、内争に関しては不偏不党の態度に出て、一方極東條約及同決議を尊重し該條文を利用して列強の新企図を阻止するを可とす」という、ここで紹介した史料をふまえての決定がなされている。そういうところからも、この史料は、参謀本部における管理論への対応を示す文書として重要性を有しているように思われる。

本史料は、虎ノ門鈴木製 12 行罫紙にペン書きで、ひらがな漢字交じり文で記されており、翻刻にあたっては、句読点などは付せず、縦書きを横書きに改めた他は、そのまま翻刻した。

## 史料

〔表紙〕写秘 支那国際管理又は之に準すべき提案に対し我国

## 防用兵上より見たる対策

〔本文〕

支那国際管理又は之に準すへき提案に対し我国防用兵上より見たる対策（附録参照）

- 一、支那国際管理又は之に準すべき提案は帝国の国防を脅威し戦時に於ける用兵の障碍となるは勿論平時に在りても既往の歴史支那の現状に照し帝国自衛の為に出兵の必要を生ずる場合尠なからざるに際し我軍隊の行動に掣肘を受くる等要するに帝国の国防用兵上に著しく不利なる影響を及ぼすを以て軍部は極力之に反対せざるを得ず
- 二、支那国際管理又は之に準すべき提案は華府會議に於ける極東關係の條約並に決議に牴觸す該會議に於ける軍備制限關係の條約を忠実に履行し尚其精神に則り進んで陸軍々備の整理をも断行したる帝国は華府會議に於ける凡ゆる條約並に決議を尊重するの趣旨より支那国際管理又は之に準すべき提案には反対するを要す
- 三、然るに支那紛糾の現状殊に臨城事件等に依り支那が華府會議の支那問題決議に関する国際義務履行の能力なき事を暴露するに及び列強就中英米兩國には支那国際管理の輿論沸騰し此等兩國政府も亦此機に乗して部分的管理を遂行せんとするものゝ如く現に津浦鐵路警備前後問題に關聯して英國側より外人の運輸主任及會計主任を置くべく北京公使團會議に提議せられあり将来此の如く或は鐵道方面に或は財政方面又は警備問題等に国際管理の名を避けつゝ部分的に共管の実を収むべく提議し来るべきは想察に難からず而て帝国は斯かる部分的提議に対し之を絶体に拒絶するに於ては所謂國際的孤立に陥り華府會議以來採り來れる列國協調主義を破壊せざるへからざる結果となるのみならず事實在支那人は常に生命財産の不安を感じ又我実業家の對支投資は担保不確實にして其回収の見込なき支那の現況に於て其

安定を期する為我經濟界か右共管に共鳴するは明かにして結局帝国は其利益を侵犯せられざる範圍に於て列国と協調し部分的國際管理提案の實行に着手するの已むなきに至るへし

此場合に於ても軍部としては前記第一項の不利を顧慮し左の条件を附せざるを得ず

- 一、國際管理の色彩を努めて稀薄ならしめ以て華府會議決議の支那の領土的行政的保全の尊重を全からしむる為管理の種類範圍期間に適當の制限を附すること
- 二、帝国の国防に密接の關係ある滿蒙は其事實問題に於て支那本土に比し更に前項の主旨を徹底するに努むること

附記

- 一、支那の警備状態調査を始め各種事態に関する國際調査委員會設置の提案に対しては前二項の範圍を超越せざる限り反對するに及ばず
- 二、前陳の如く帝国は支那の共同管理に対し主義に於て反対し之か防遏に努めざるへからざると共に其部分的管理に対しては之に加入するの二重政策を採らざるべからざる状態にあり而して此の相矛盾する政策は我国か殊に支那に於ける帝国地盤の脆弱なる結果已むを得ざる所にして此の如き帝国の困難なる立場を緩和するの途は一に前記条件即ち管理物件の種類並に其範圍を確定するに在るものと信ず其具体的研究は更に呈出す

(附録)

目次

- 第一、支那國際管理問題の由来及列国の真意
- 第二、支那國際管理の各国殊に帝国々防に及ぼす影響
- 第三、國際管理實行上の困難
- 第四、臨城事件以後唱道せらるゝ國際管理又は之に準すへき諸

## 論並に北京公使団決議事項

「註」尚ほ支那国際管理の原則的根的研究殊に帝国々防用兵の見地よりの詳細なる検討は更に他日の講究に俟たんとす

### 第一、支那国際管理問題の由来及列国の真意

一、支那の関税は殆んど国際管理の其れに等しく塩税の国際的關係も亦稍々之に類似するものあり為に外国の債権にして関税を担保とするものは確實なり、不安なる支那に於て外人の事業の確實さを期せんか為め関税、塩税に於ける国際的措置を政治的、財政的、交通的等他にも押括めんとする希望は国際管理論の起る所以なり換言すれば支那に於ける外人の利益を擁護増進すべき目的を以て国際管理問題は起れるなり

又支那は民国創始以来政治の廢頽秩序の糜爛人心の腐敗愈々出で、愈甚だしく結局支那の統一及富源の開發は支那人の力に放任しては達成の見込なく勢ひ外人の力に依るの外なしと觀察する結果より亦国際管理論を生ずるに至れり即ち前項の外国本位なるに比し此は支那本位の国際管理論なり支那人中にすら客卿政治（外人政治）に依りて支那の平和を導くを以て捷徑なりと為すものあり

二、国際管理の具体的考案として発表せられたるものに一九一九年紐育平和協會最終決定委員會の発表せる国際極東管理委員會設置及大正八年支那交通部顧問米人「ベーカー」並に中英公司代表英人「メーヤス」の発表せる支那鉄道国際管理案あり就中後者は支那政府を動かしたるか如く大正八年二月初支那外交委員會は此後者に則り策定せし支那鉄道国際管理案を決議し支那政府は同月八日巴里媾和委員陸徵祥に対し媾和會議に於ける参考として該案を打電せしか時の交通總長曹如霖の激烈なる反対に由り大總統は陸專使に対し該案の提出差止めを命令するに至りし事実あり



其後も支那人間及支那關係外人間に於て支那の改造は結局国際管理に依るの外策なく国際管理は早晚実現を免れずと論ずるもの少しとせず殊に近年支那政府の外債整理困難を極むるに至りし以来債権を有す列国中外債の償還を求むる確實なる手段として財政又は交通収入に管理の手を染めんと欲するものあるに至りしは無理からぬ次第と云ふべく従来最も支那に好意を表すべく標榜しある米国の在支公使すら本年春公使団会議の席上に於て支那関税収入の増加に伴ひ之か管理権を列国に於て握らんとことを論じたるか如きを以て其意嚮の一斑を窺知するに足るべく、要するに早晚開催せらるべき特別関税会議に於ては国際管理若しくは此階梯たる提案の提出せられざるを保し難き状況となりしに偶々臨城事件勃発し今や特別会議を待たずして国際管理的提案を見んとするの形勢となれり

三、之を要するに各国が国際管理を主張する目的は客観的には支那の現状を改善し之を援助して速に統一開発の幸運を享受せしめんとするにあるべきも主観的には各自国の支那に於ける利益を擁護増進し他国の利権勢力を抵禦せんとするにある事は察するに難からず例へば国際管理案実現せらるゝとも「メーヤス」案の如く或は現下関税の管理に於けるか如く自国の既得勢力を盾として最大多数委員を出し国際管理の中心者乃至指導者とならば自由競争に放任して漸次日本の勢力侵入に圧倒せらるゝよりも却て利益ありと為すに在るものゝ如く判断せられ米国は元來文化的施設の外既得権を有するもの少きを以て列国協調主義を高唱し列国の利権を切崩したる上偉大なる投資力に依りて実質上の権威者たらんと欲するにあるへしと思はる

## 第二、支那国際管理の各国殊に帝国々防に及ぼす影響

一、国際管理は支那に対しては財政を整理し交通を整備し富源を開発するに便なるか如しと雖其主権を侵害し国家と国民

の自由を拘束すること大なるを以て体面を重んずる支那人が強く之に反対するや明らかなり元來支那人には其国家の混乱状態の静平を期するよりも自己の欲望の達成に急なる者多く現状を以て却て其野望を逞むするに便なりと思考しある者少しとせず彼等は恐らく共管を喜はざるへく又輿論の攻撃に戦々競々たる政府は到底共管に同意すべくもあらざるなり

二、列国の為には対支經濟戦を調整在支利権及人命財産の保護を確実にするの利あるに似たりと雖も列国自ら華府會議に於ける支那條約並に決議を破壊して國際公道正義に背戻する事となり支那人の排外思想を助成するの弊あるのみならず一面に於て支那政府の責任を軽減する事となり事變の頻發（列国は之を覺吾せざるへからず）に際し列国自ら一々之を処理するの煩に堪へざるへく且つ之か為列国は多大の負担を忍はざるべからざるに至らん

然れ共右は列国共通の利害即表面的のものに過ぎずして裏面に於ける國際管理の根底は列国各自身の利益を伸張に存する事既述の如きを以て其種類方法の如何によりては列國中優勝的利益を占むるものあるに留意するを要す蓋し共管とにれば国力強大なるもの優勝的地位を占むるは歴史の証明する所なればなり

三、帝國に及す影響は他の列強と異り我國民の生存に密接の關係を有する隣國として深甚の考究を要すべきものあるも茲に之を論せず唯其帝國の國防用兵上に及ぼす不利を觀察すれば左の如し

（イ）國際管理は支那に於ける我兵力の使用を制限若くは不可能ならしむ抑も支那の資源は平戰兩時を通し帝國々民の生活資料にして殊に戰時帝國の貿易か極東に閉鎖せられた時には帝國々民の生存原料軍事工業の原料は之を支那に求むるより他に策なきなり之か為め支那との親善關係を利用

して平和的に之を求むるを得は最良の策なるも国際政局の現状は必ずしも之を許さざるべく帝国は最後の手段として武力を以て支那の資源を要求するの覚悟あるを要す(此の場合支那の中立尊重の條約は元より関係あるも之には之を云はず)此際国際管理は作戦軍の運動補給等の一般用兵上著しき障碍を呈し之を排せんとせば関係列国全部を敵とせざるへからざるに至らん

(ロ) 帝国が兵を支那に用ふるは前項の如く戦時作戦の場合のみに限る能はず却て平時局地に於て帝国々民の生命脅威せられたるに際し随時軍隊の出動を要する場合の少からざるは既往の経験及現在の紛糾状態に見て明かなり此場合にありても国際管理の範囲拡張せらるゝに従ひ愈々我軍隊の行動は掣肘を受くへし

(ハ) 国際管理は新借款成立の経過及華府会議の結果に鑑みるも自然の勢として満蒙に波及すべく従つて国防上少からざる脅威を受くる虞あり

(ニ) 管理には責任と義務とを伴ひ管理権の侵犯せらるゝに際しては列国自ら其武力を以て之を擁護せざるへからざる場合も生すべく即ち国際管理は支那に於ける列国軍隊の数と派遣必要の程度とを一層増加するものと見るを得へし故に帝国が支那に対し随時多数軍隊を出動せしめ得るの地理的關係にある独特の威力は動もすれば却て徒らに列国の利用する所となり帝国軍隊をして列国の番犬たらしむるの不利を招き易し

### 第三、国際管理実行上の困難

世界大戦前に於ける欧米列強の対支活動は或は領土的に或は経済的に或は文化的に侵略政策を継続し自国の勢力圏の拡張に努力し各其根拠を有するは周知の事実なり故に縦令華府会議に於て列強が国際協調主義を承認したりとは云へ一度国際管理の実現とならば其實行第一着手に於て各国間に利害の衝

突を生ずるは予察するに難からず其の要点を観察すれば左の如し

- 一、国際管理案実現に際し国際委員の地位及人員の配当に於て列国間に円満なる協調を見るべき事は難事の一なり彼の英人「メーヤス」の鉄道国際管理案に於て委員の分配を英二十二、米二十、仏十六、日九とせしか如くに対しては帝国は到底忍ぶ能はざるべく此委員分配の基礎に於て各国夫々自国に都合よき意見を主張する事は察する難からず果して然らば管理実行は此点に於て第一の難関に遭遇すべし
- 二、国際委員の数は予想外の多数に達するを予期せざるべからず海關に使用しある外人の数は現に数百人に達す若し国際管理案を有効に実施せんとせば内政軍事財政交通司法等各部門に亘り頗る多数の外人を必要とすべく此等多数外人の業務の統制連絡等も亦必要とすべく是亦容易のことにあらざるなり
- 三、国際管理実施上の用語を何国語となすべきやに關せざるを得ず例へは用語を英語と規程せば前項の如く多数委員を必要とするに際し我国は語学の關係上委員數に制限を受くるの不利に陥るの虞あり故に我国として管理部門の少く共一部に於ては日本語若しくは支那語の採用を主張する要あるべし斯の用語問題も亦難関の一たるを失はず
- 四、国際管理は少く共表面上に於ては支那を援助し其改善を企図するものなる以上之を永久に繼續する事能はず支那の復興を待て国際管理を中止するの要あるは勿論なり此年限及期間の問題に於ても列国各々利害を異にし従つて意見の扞格を來すべし
- 五、改善整理を要すべき第一のものは財政なり然るに財政に至大の關係あるは軍事の整理にして廢督裁兵は其の眼目なり廢督裁兵は地方の開発、産業の發達に俟たざるべからざるは勿論なるも目下の如く中央政府に何等の実力なくして廢督

裁兵を行ふことも亦至難と云ふへく結局国際軍隊の威力を以てするにあらざれば廢督裁兵も財政整理も遂行する事はさる事あるべきを覚吾せさるへからす即ち列国にして国際管理の徹底的実行を期せば武力干渉をも敢て辞せさるの用意あるを要す斯の如き大規模なる干渉管理を敢へてする事に於て各々立場を異にする列国が果して協調を保ち得るや否や疑問と云ふへし

六、国際管理は元來四億の民衆四千年の歴史、世界四分ノ一の土地を有する支那を定安せしむるに於て一大困難事業なるのみならず既に記述する如く支那人の大反対を予期せさるべからざるに此反対を圧迫して之を敢行する事は亦決して容易の事にあらざるなり

要するに国際管理には其成立の出発点に於て如上述ぶるか如き障碍殊に列国間の利益衝突を予想し得るを以て其の実現は容易の業にあらざるべし然れ共英米の之を希望する内心的目的既述の如しとせば部分的共管例へば鉄道、財政、警察等に於て共管の具体化せらるゝ可能性は小なりと云ふ能はさるへし之に対し帝国は機宜の処置を誤らざる事緊要なりと信ず

第四、臨城事件後唱道せらるゝ国際管理又は之に準すべき諸論並に北京公使団決議事項

一、臨城土匪事件以來列国朝野に行はるゝ国際管理的意見の主なるものを列挙すれば左の如し

(イ) 一般的国際管理論

(ロ) 鉄道国際管理論 (全鉄道、一部鉄道の別、政治的、経済的の別あり)

(ハ) 財政……………

(ニ) 全鉄路を外債担保と為すへしとの論

(ホ) 国際警察隊設置論

(ヘ) 治安維持の目的を以てする共同出兵論

(ト) 津浦鉄道其他幹線鉄道列国共同警備論

- (チ) 幹線鉄道急行車に外人警乗兵を置くへしとの論
  - (リ) 支那駐屯軍隊兵力増加論
  - (ヌ) 将来に於ける武力干渉準備を必要とする論
  - (ル) 華府会議に於ける支那関係条約並決議取消論
  - (オ) 列国利権保護の為国際会議又は国際調査委員会開設論
- 二、臨城事件に関する国際的措置として北京公使団の決議せしもの左の如し
- (イ) 津浦、京漢両線に対する支那側の警備状態を視察し外交団の交渉に資する目的を以て日英仏米伊各国武官より成る「ミッション」を派遣する事（帝国は支那駐屯軍司令部附渡歩兵大尉を該委員に任命せしが本「ミッション」差遣は未だ支那側に承諾を得るに至らず）
  - (ロ) 軍情審査及報告の為め在支各国軍司令官又は其代理者を臨城附近現状に派遣すること（此のミッションは六月一日北京出発現場視察を了し同月六日北京に帰着す帝国は天津歩兵隊長上野中佐、支那駐屯軍参謀永津大尉外一名を委員として差遣せり）
  - (ハ) 善後策研究の為め六月八日左の如く議定す  
賠償処罰研究委員 英、仏、米、伊四公使  
鉄道保護警備研究委員 日英仏米伊蘭白七公使

〔付記〕本稿は平成 28 年度科学研究費・基盤研究 (C)「華北駐屯列国軍を通じて見る東アジア国際社会の変容に関する研究 (1901-43)」(課題番号 16K03056)の研究成果の一部である。

(麗澤大学外国語学部教授)